

児童虐待防止対策のあり方に関する検討委員会 検討資料

辰田雄一（東京都八王子児童相談所長）

(4)児童相談所が虐待通告や子育ての悩み相談に確実に対応できる体制強化

【児童相談所の役割】

児童相談所は、区市町村との連携・役割分担を踏まえながら、子供に関する各般の相談（養育困難、育成、非行、障害など）につき、専門的立場から子供及びその家庭に対し、必要な調査及び適切な診断および総合診断を行い、それに基づいて、個々の子供や家庭等に最も効果的な援助を確保することにあり、子供と福祉を図るとともに、その権利を保護することを目的としている。

特に虐待相談においては、虐待の未然防止・早期発見・早期対応等を中心に、住民に身近な区市町村に積極的な対応を求めながらも、児童相談所は、専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や区市町村の後方支援を行っている。

その中にあるのは、効果的な援助が期待できるソーシャルワークの技法の開発や確立はもとより、親子の再統合の促進への配慮、児童虐待を受けた子供が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下、子供のみならず保護者も含めた家庭への時間をかけた支援に取り組んでいる。

虐待相談においては、早期発見・早期対応の必要性は言うまでもない。ダイヤルの3桁化に伴い、警察・消防と同じように、ダイヤルインがあれば、昼夜問わず臨場し、安全確認していかねばならないことは認識できる。

しかし、児童相談所が虐待相談を扱うということは、すべての子供が心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子供及び家庭等を援助することが目的であり、継続的な支援や指導並びに子供の心のケアなどきめ細かく求められることから長期的な対応が必須である。

よって、瞬時に子供の安全確認をすることに力点を置く3桁化と、児童相談所本来の援助活動を児童相談所だけに求めることは、必ずしも効果的ではない。

【警察署(交番) : 1, 270 署 + (6, 312 交番) > 児相 : 207 所】

【児童相談所の機能強化と相談体制の充実等について】

児童虐待は後を絶たず、その相談内容も深刻な事例が数多く見られている。

警察が児童相談所へ虐待通告した人数のうち、DVの目撃による心理的虐待が急増しており、その対応が急務となっている。

平成25年4月からは、民法等の一部を改正する法律が施行され、親権の停止制度等が創設されるなど、児童相談所の業務も増大している。

平成25年8月の「子ども虐待対応の手引き」の改正に伴い、きょうだい事例への対応として、きょうだいの安全確認について追記されたほか、12月の「児童相談所運営指針」の改正により、特定妊婦に係る相談受付及びその後の支援についても明記された。加えて、9月に施行された「いじめ防止対策推進法」にも児童相談所の関与が盛り込まれるなど、業務は年々増加しているのみならず、その内容も複雑化、多様化している。

1 児童相談所の専門性及び組織体制の充実

(1) 児童福祉司の人員増

児童虐待相談対応件数の増加に伴い、依然として児童福祉司はまだ不足している。さらに、児童虐待及び非行相談等への対応力の強化、市町村職員の相談業務への支援、保護者支援・指導の重点的対応、児童の権利擁護の推進や里親委託の推進等のためには、スーパーバイズ職員の配置も不可欠である。

児童福祉司の増員に加え、スーパーバイズ職員についても算定基礎に盛り込むなど、配置基準のさらなる充実を図ることが求められる。

(2) 専門職の配置基準

児童心理司、医師(児童精神科医及び小児科医)、保健師などの専門職の配置基準を、児童福祉司と同様に児童福祉法施行令において明確に定め、地方交付税対象とすることが求められる。

- ① 児童心理司については、従来、担ってきた育成相談等に加えて、虐待等の緊急度の高い対応が求められ(被虐待児、虐待者)、かつその件数も増加している現状があり、配置を充実させる必要がある。

少なくとも児童福祉司3名に対し、児童心理司2名の割合で配置すること。

- ② 児童精神科医(親子の心の問題に対応できる技術をもった小児科医を含む)及び保健師を全ての児童相談所に最低1名配置する必要がある。

被虐待児や発達障害児等への緊急な医学診断のニーズが年々高まっていること、「改正少年法」により、警察から児童相談所へ送致される触法少年への診断評価を迅速・適切に実施する必要がある。

(3) 法的対応力強化

親権制度改正に伴う親権制限や未成年後見人選任請求などの法的対応や、医学的な所見を伴う医療ネグレクト対応などが増加しており、弁護士や法医学医師等の活動など、法的対応力強化のため、実績に応じた予算措置の充実を図る必要がある。

2 児童虐待防止等に関する取組の強化について

(1) 児童虐待への調査権の法制化

虐待防止法では、第13条の3において「地方公共団体の機関」に対し、「資料・情報を求めることができる」と、限定的な規定となっている。

児童の安全確保をはじめ、児童虐待防止に関する業務を円滑に実施するために必要な情報等を迅速に入手できるよう、虐待防止法の規定に、区市町村または児童相談所が「児童虐待の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」という内容を明文化する必要がある。

(2) 保護者指導への司法等の関与

虐待を行った保護者に対する援助の効果をあげ、虐待の再発を防ぐためには、保護者が虐待の事実を認知し、かつ児童相談所の援助を受ける動機付けが認められるかによる。しかし、虐待を行った保護者が虐待の事実を認めず、児童相談所の援助を拒むことがある。特に、児童相談所が強制的介入を実施した場合については、将来の家族再統合に向けた援助活動に支障をきたしている。

保護者指導に保護者が応じない場合、裁判所から保護者への勧告等がなされ、保護者指導の動機付けや実効性を高める仕組みの検討を進める必要がある。

(3) 精神科病院への一時保護委託

平成26年施行の改正精神保健法においては、医療保護入院における保護者同意要件が外され、家族などのいずれかの者の同意を要件とする見直しが図られたが、依然として、親権者の同意が得られない場合は、親権停止制度の活用が必要である。

重篤な虐待ケースが増加する中で、子供への治療や医療的ケアを迅速かつ適切に行う必要があることから、親権者の同意が得られない場合には、児童相談所長、施設長の同意による医療保護入院及び円滑な一時保護委託が可能となるよう、引き続き精神保健福祉法との整合性を図り、取扱いを定める必要がある。

3 一時保護機能の充実

一時保護が必要な児童について、その年齢構成は幼児から思春期まで、また、一時保護を要する背景も非行、虐待あるいは発達障害など様々であり、一時保護に関しては、こうしたひとり一人の児童の状況に応じた適切な援助を確保する必要がある。

適切な一時保護所運営が確保できるよう、職員配置について現行の児童養護施設準拠を改め、学習機会の保障を含めた一時保護所独自の最低基準を制定するとともに、施設整備や事業に要する経費、一時保護委託費等の改善が求められる。

(1) 生活指導職員の配置

生活指導にあたる職員は、当面の措置として、3歳以上の幼児は児童3名につき1名、学齢児は児童5名につき1名を最低限の配置人員とする必要がある。

個別援助の必要となる児童や触法少年への対応など、夜間の緊急事態に即応するため小規模の保護所であっても2名以上の夜勤者を確保できるよう加算する必要がある。

(2) 保健師、看護師の配置

平成23年6月に施行された児童福祉施設最低基準等の一部改正により、乳児が入所している場合は看護師を配置することとされたが、服薬を要する児童が増加していることや、発達障害、知的障害、被虐待児童への対応や感染症対策に適切に取り組むため、一時保護所の規模及び年齢構成に応じ、保健師または看護師を複数配置できるようにする必要がある。

(3) 一時保護委託費の充実

児童相談所の一時保護所での保護が適当でない乳児、障害児、医療的ケアを必要とする児童等、生命の安全確保や専門的な対応を要する児童の一時保護委託費の充実を図る必要がある。

4 その他

(1) 地域の相談体制の強化

市町村は一義的な児童家庭相談窓口になっているが、予算、人員面において脆弱な状況であり、十分な相談体制が整備されているとはいえない。

市町村の相談体制整備とともに、児童家庭支援センターの体制強化に向けた財源措置の充実を図る必要がある。

(2) 居所不明児童の対応

児童相談所が虐待として援助中又は継続調査中のケースにおいて、転居先が不明な居所不明児童については、全国児童相談所長会申し合わせに基づくCA情報連絡システムを活用している。しかし、本連絡システムは、児童相談所間の内部的な取組であり、児童相談所が関わっている虐待ケースしか把握することができない。

したがって、居所不明児童への対応については、現在、国において実施している「居住実態が把握できない児童に関する調査の結果を基に、児童相談所のみならず、都道府県、市町村、学校、警察等の関係機関が情報交換できる仕組みを構築することが求められる。

(3) 性暴力被害への適切な対応

性的虐待は、被害児が心身に受けた傷がその後の人生の各段階において、繰り返し心的外傷性のダメージを与え続けることが指摘されている。

性的被害児童から具体的な被害事実を聴取するために、①職員が専門的な面接法を修得するために要する費用、②非常勤職員の雇用や委託により専門的な面接を実施するために要する費用、について十分な予算措置を行う必要がある。

(4) 臓器移植にあたっての適切な対応

医療機関から虐待の有無等に関して児童相談所や市町村に照会があった場合、各自治体の個人情報保護条例などにより、取扱いが異なる事態となっている。

法の趣旨に鑑み、児童相談所や市町村が回答できるための法的根拠の整備、回答する範囲や内容に関しての取り扱いを早急に定める必要がある。